

# マスメディアの憲法理論

—日本の放送法制の現状と課題—

孔

薇

薇

## 目 次

### 序論

### 第一章 マスメディアと表現の自由

#### 第一節 表現の自由の内容

#### 第二節 表現の自由保障の意味

#### 第三節 表現の自由の憲法理論

#### 第四節 マスメディアの表現の自由

#### 第五節 マスメディアの結社の自由

#### 第六節 マスメディアと国民の知る権利

### 第二章 マスメディアの自由と制限

#### 第一節 プリント・メディアに関する規制

#### 第二節 多チャンネル化と放送の自由

#### 第三節 マスメディアの取材の自由

#### 第四節 マスメディアの表現・報道の自由の限界

#### 第五節 放送内容の制限

第三章 日本の放送法制の現状と課題

第一節 日本の放送法制の現状

第二節 日本の放送法制の課題

第四章 中国におけるマスメディア制度

第一節 中国憲法におけるマスメディア制度の自由

第二節 中国におけるマスメディア制度の基本的特徴

結論

## 序論

現代社会においては、人間の社会活動の範囲がより大きくなり、より複雑になり、より活発な展開を見せれば、メディア事業も巨大化、複雑化するのは必然で、両者は支えあう関係にある。しかし、松井茂記の「マスメディアの表現・報道の自由の意義」<sup>(1)</sup>が指摘するように、マスメディアは現在四面楚歌のような状況である。マスメディアに対する訴訟は急増し、裁判所はマスメディアに非常に厳しい姿勢をとつてきている。国会では、マスメディアの表現・報道の自由を制限するような法律が制定されたが、これに反対するマスメディアの声は十分な支持を得られないでいる。かくして、二〇〇二年一二月一三日、個人情報保護関係旧五法案すべて審議未了廃案となつたが、二〇〇三年一二月六日に示された「与党三党修正要綱」に沿つて重要な修正を行つたうえで、個人情報保護関係の五本の新法案が二〇〇三年三月七日、第一五六回通常国会に提出された、五月六日、五法案が参議院に送付されて漸く可決された。<sup>(2)</sup>

そのように、なによりもマスメディアを見る国民の目が厳しい。このような状況のなか、マスメディアの表現・報道の自由、そして取材の自由を表現・報道の受け手のためにのみ認める見解が有力に主張されている。よって、憲法の基本原理からこういう現状を分析する。

判例は、新聞記者の取材源秘匿が憲法による保護を受けるか否かが争われた事件において、憲法二一条の保障は、「公の福祉に反しない限り、いいたいことはいわせなければならない」ということである。未だいいたいことの内容も決まらず、これからその内容を作り出すための取材に關しその取材源について証言拒絶の権利までも保障したものとは到底解ることができない」との判断を示していた。これはマスメディアの表現・報道の自由に対する制限ともいえる。マスメディアの表現活動は憲法二一条の表現の自由の保障を受けるが、もちろん無制約なわけではなく「公共の福祉」のために制約を受ける。これについては第二章のマスメディアの自由と制限の中で検討していく。

本論文の最後に、民主主義の下にある日本の放送法制と社会主義をとる中国の放送法制とを比較する。中国はマスメディアが党と政府の部門になることによって、党と政府の組織系統におけるマスメディアの地位が定まった。中国や旧ソ連などの社会主義国家の憲法は、西側諸国の憲法規定と比べると、二つの点で大きな違いが見られる。すなわち、西側諸国の憲法では、ただ抽象的に「言論の自由」保障すると規定しているにすぎないこと、およびその規定は無条件的で、特定の条件によって制約が課せられているというようなことはないということである。社会主義国家においては、自由を実現するために必要な「物質的諸条件」が具体的にあげられ、それらを提供することが保障されないと同時に、言論の自由が条件つきで認められている、という一点が特徴である。

民主主義に立脚する日本の放送法制と社会主義を基礎とする中国のマスメディア体制の相違は憲法の違いによつて

規定されていると結論づけることができる。

## 第一章 マスメディアと表現の自由

表現の自由が手厚く保障されるべき理由を、大きく、表現活動が果たす公共財としての役割と、個人の自律の保障とに分け、マスメディアの自由の根拠は前者にあると主張されることがある。社会全体としての利益がマスメディアの自由を支えている以上、その利益をよりよく実現するためには、マスメディアが規制を受けるべき局面も生ずる。

### 第一節 表現の自由の内容

表現の自由一般の根拠としては、主として、民主的政治過程の維持を根拠とする議論と、個人の自律およびそれにもとづく人格的発展を理由とする議論とが提示されてきた。この他に、思想の自由市場を通じて真理を発見するためには、表現の自由を保障することが必要であるとの議論がなされることがあるが、結果的に市場を支配した思想が真理とされるのだと極端な相対主義の立場をとらない限り、分析的真理についても経験的真理についても、真理が何かは多數決では決まらない。また、真理と虚偽が戦えば必ず真理が打ち勝つと信ずるほど樂観的な人はそう多くはないだろう。思想の自由市場論が念頭に置いているのが、真理概念が典型的には当てはまらない政治的、思想のあるいは美的主張であるとすると、それが意図するところは前述の二つの議論のいずれかと重なり合うところが多いと思われ

る。以下、二つの議論を検討する<sup>(3)</sup>。

### 一 民主的政治過程の維持

民主的政治過程の維持を根拠とする議論は、表現の受け手の利益に着目する。様々な政策、意見、批判、さらに事実の報道により十分な情報を得ることで、市民は議員の選挙など各種の投票や大衆行動などを通じてその意思を政治に反映することが可能になる。政治に参加する市民に十分な情報を提供することが本来の目的であり、情報の送り手の自由はその手段である。

古典的な民主主義のモデルからすれば、十分な情報を得た市民は、さらに公の場（公共空間）での審議・討論に積極的に参加し、その過程を経た結論こそが、政治的に実現されるべき一般意思を示すはずである。しかし、近代国家においては、市民のすべてが一望に見渡せる物理的な公共空間に集まつて、政治的討論を行うことは不可能である。

そこで、選挙された国民の代表が国政の決定に参与し、それ以外では、とりわけマスメディアが市民に代わって主張、批判、討議を行い、民主的政策形成に貢献することになる。日常的な政治のもとでは、市民の政治参加は各種の投票や街頭行動等に限定される。この点におけるマスメディアの機能は本来、個々の市民が行うべきことを代行することにあり、やはり情報の受け手の利益が、最終的に実現されるべき目的である。このような観点からすれば、本人たる市民自身が、代行者たるマスメディアの形成する公共空間にアクセスする権利を持つべきだと主張が、論理必然とはいえないまでも、自然に導かれる。このようなアクセス権は、送り手であるマスメディアの自由の限定につながる。<sup>(4)</sup>

## 二 個人の自律

個人の自律の観念は、表現の受け手の自由をも基礎づけることができる。第一に、さまざまな事実、思想、感性についての知識や情報を受け取ることは、個人が実質的な選択の自由を享受し、人格を発展させるために必要不可欠の条件である。第二に、政府が各市民を、ここでいう自立的な市民として取り扱おうとするならば、特定の思想や見解を誤ったものとして、思想の自由市場への流入を遮断することは許されない。自立的な市民は各自が独自の基準と衡量にもとづいて何が正しく何が誤った見解であるかを判断すべきであり、政府が個人の判断を先取りするべきではない。

情報の受け手の自律性は、政府に対し、必要な情報を提供する義務と情報の事前抑制を禁止する義務という、完全には両立しにくいふたつの義務を課す。この相互に衝突する義務をいかに調整するかは、マスメディアに対する規制のあり方を論ずる際の重要な課題である。<sup>(5)</sup>

## 三 第二者の利益

表現の自由の根拠と範囲を考える際には、情報の送り手および受け手の利益の他に、情報を送る気も受け取る気もない、第三者の利益も考慮する必要がある。

情報の効果的な流通のためには、表現の手段や方法について限定を加えることが必要とされる場合がある。このようないくつかの制約は、情報の受け手だけではなく、送り手の利益にもなっているはずである。放送事業の免許制度は、一定の周波数帯について、一定期間、特定の送り手のみがこれを利用しうるという独占的な利用権を定めるものであるが、

これも、情報の効果的な流通のために行われる規制の例である<sup>(6)</sup>。

## 第一節 表現の自由保障の意味

表現の自由の保障の意味については通常二つのことが説かれる。

一つはそれが表現するもの自身にもたらす意義である。このことは自己実現の価値といわれるが、ひとがそれぞれその自身の思いや知識を自由に外部に表明し、他者と交流できることは、各人の人格の形成や発展にとつて貴重な役割を果たすのである。

もう一つは自己統治の価値といわれるもので、各人の意見や知識の表明の自由の保障は単にそのひと自身に利益をもたらすだけではなく、民主主義の要件である国民の政治的・意思の形成・決定への参加に大きく寄与し、それを支えるのである。国民の国家意思形成への参加、すなわち民主政は表現の自由の保障なしにはあり得ないのであり、こうして民主政に対して表現の自由がもつ意義が強調されることになる<sup>(7)</sup>。

表現の自由は、近代的な人権の展開の中でも中心的な存在であった。とりわけそれは、イギリスにおいては国王の出版に対する事前検閲制度と煽動的名誉毀損による政府批判文書の処罰に反対して強く主張された。そして、ヴァージニアの権利章典二二条<sup>(8)</sup>では、「言論出版の自由は、自由の有力なる防塞の一つであつて、これを制限するものは、專制的政府といわなければならぬ」と宣言され、そして合衆国憲法修正一条において、連邦議会は、「言論および出版の自由を制限する」法律を制定してはならないと宣言された。またフランス人権宣言一一条<sup>(9)</sup>も、「思想および意見の自

由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、自由に発言し、記述し、印刷することができる」としたのである。今日では、表現の自由は、多くの国で、憲法上の人権として宣言されるに至った。<sup>10)</sup>

このような表現の自由は、何より人間として当然認められる自由の一つであると考えられている。それは、人間が人間と認められるための不可欠の要素だというわけである。しかし、表現の自由保障が特に重要なのは、それが民主主義過程の根幹をなす権利だからである。それは、国民が、その代表者を選び、国政を自ら決定し、政府の行為を批判し、国政に自ら参加するため不可欠な権利なのである。だからこそ、表現の自由には、厳しい抑圧が加えられてきたのである。<sup>11)</sup>

日本でも、言論の自由は明治憲法第二十九条によつて保障されていた。しかし、それはあくまで「臣民」の権利としてであり、しかも「法律ノ範囲内ニ於イテ」保障されていたにとどまつた。このような人権保障の仕方は、「法律の留保」と呼ばれ、要するに立法府が法律で表現の自由を制限していれば、国民にはそれを争うことはできなかつた。それゆえここでは、表現の自由が人間として本来的な権利であるとか、それが民主主義の根幹をなす権利であるといった理解の存在する余地はなく、実際、表現の自由は、出版法・新聞紙法をはじめとする広範な言論規制立法によつて、厳しく制約されていたのである。これが、一つの基本的な人権として、立法府によつてもみだりには制約されえない憲法的権利として保障されたのは、敗戦により、これら治安維持・言論抑圧の法体系が否定され、日本国憲法によつて表現の自由が保障されてからのことであつた。<sup>12)</sup>

それゆえ、日本国憲法二一条が表現の自由を憲法的な基本的人権として保障しているということは、明治憲法時代とは異なり、この表現の自由保障に「法律の留保」はないということを意味する。したがつて、議会が表現を規制し

た場合にも、そこにはなお憲法的に超えてはならない限界があり、議会が表現規制立法を制定すればどのようにでも表現の自由を制限できるというわけではない。<sup>(13)</sup>

また日本国憲法は、法律その他一切の政府の行為の憲法適合性に関する審査権を裁判所に委ねており（八一条）、議会が憲法の表現の自由保障に反したか否かは、裁判所による審査に服する。日本国憲法の基本的人権保障の枠組の中で、裁判所は特別の役割を担っているといえる。<sup>(14)</sup>

### 第三節 表現の自由の憲法理論

#### 一 表現の自由の優越的地位

表現活動については、前述のように、規制する側にも規制反対側にも、それぞれ根拠となる利益がある。政府は、どの利益にどの程度の比重を置いて、規制すべき場合とそうでない場合とを区別すべきであろうか。また、そもそも表現の自由を憲法上の権利として認め、それを司法審査を通じて手厚く保障することは、なぜ正当化されるのであるうか。

この問題について、憲法学では伝統的に、「表現の自由の優越的地位」あるいは「二重の基準」と呼ばれる議論が支持されてきた。この議論によれば、裁判所が議会の制定した法律の合憲性を審査する場合には、表現の自由を制約する立法とその他の一般的な自由、典型的には経済的な自由権を制約する立法とで、異なる態度で臨むべきである。一般的には、国民の代表である議会の制定した立法は、合憲性の推定を受け、その違憲性を主張する当事者がなぜ違憲

であるかを主張立証すべきであり、合憲か違憲かを判断する際には、経済的自由権については、「合理性の基準」という緩やかな審査基準が妥当する。これに対しても、表現の自由については、合憲性の推定は排除され、合憲性を判断する際には、より厳格な審査基準が妥当するとされる。<sup>15)</sup>

そして、このような表現の自由の優越的地位の根拠としては、民主的な政治過程の維持という目的が、主に挙げられてきた。健全な民主的政治過程が維持されている限り、例え経済的自由を不恰當に制約する立法が制定されても、マスメディアによる批判や有権者の投票を通じて、その修正がもたらされる。しかし、民主的政治過程の不可欠の構成要素である表現の自由 자체が不恰當に制約された場合には、このような自浄作用は働かない。そこで、政治過程から独立した裁判所の介入が要請される。この伝統的な理解の特質は、主として情報の受け手の利益に着目する点にある。<sup>16)</sup> このような表現の自由の理解は、第一節で述べたさまざまな利益を適切に保障する上で、はたして十分なものであろうか。以下では、何らかの権利を法制上認めることが、なぜ必要なのかという点に遡って、この問題を検討する。

## 二 社会活動の調整

何らかの権利を法制上認め、保護することにはいくつかの異なる意義を認めることができる。以下では、そのうち三つの主要な役割にしづつて検討をすすめる。

ある種の調整問題状況は、反復・継続して発生する。車が道の右側を通行するか左側を通行するかは、その例である。このような状況は、自生的な慣習か、あるいは何らかの権威の発する法令によって解決できる。調整問題に直面した人々はすべて、いざれかの選択肢を指定する慣習や法令に一致して従うことにより利益を見出す。

法令による解決は、既存の慣習が存在しない新たな調整問題状況が発生した場合に適している。また、たとえ慣習が存在していたとしても、それを人々の行動の指針として明確化するためには、法令として公示されるのが望ましい。道路の交通規制や通貨の種別と有効性、有価証券の取引に関するルールなどは、反複・継続する調整問題を解決する法令の例である。慣習や法令の解釈が争われている場合における判例による解決は、権威による解決と慣習による解決の両方の性格を有している。<sup>(17)</sup>

憲法によってあらゆる人に表現の自由が保障されていることが明示され、かつ具体的にどのような表現活動が許されるかが法令や判例によって明確化されるならば、ここでも、社会生活をスマートに調整する機能が実現されるであろう。会議における発言順や発言時間に関するルール、周波数帯の独占的利用権の配分に関するルールなどは、この種の機能が見られる典型的な例である。<sup>(18)</sup>

もつとも、表現の自由の機能が、人々の社会活動の調整に限られるのであれば、それを憲法によつて保障する理由は特になく、また、それを裁判所が厚く保護すべきだとの結論も直ちには導かれない。社会活動を実際に調整するのには、明確に人々の行動を指示する具体的な法令や判例である。抽象的な文言で表現の自由の保護を憲法上規定する理由は、そこには見出し難い。また、社会活動の調整が、とにかくいずれかに決まっていることに尽きるのであれば、人々の表現活動を全く、あるいはほとんど認めない法制度も、表現の自由を広汎に認める法制度と同等の価値を持つ。したがつて、調整問題の解決という意義のみからは、表現の自由を憲法上、重要な権利として保障すべき理由ははつきりしない。<sup>(19)</sup>

### 三 公共財の供給

法制度による権利の配分が持つ意義は、社会活動の調整には限られていない。法は、それに従うことがあらゆる当事者の利益にならない場合においても、なお社会全体の利益を促進するために、一定のルールを創設することがある。市場では十分に供給されない公共財の供給は、このような法の役割の典型である。<sup>(20)</sup>

たとえば、治水、灌漑及び産業・生活用水の確保のため、ダムを建設する場合がそれである。ダム建設のために水没する村落の住民は、長年住み慣れた土地を離れ、代々従事していた仕事さえ失うかもしれない。しかし、その結果、社会全体としてさまざまな利益が得られ、公共の福祉に役立つ以上、このようなダム建設も正当化される。住民にはダム建設を阻止する権利は認められず、一定の補償のもとに立ち退きを受忍しなければならない。<sup>(21)</sup>

同様の事態は、表現の自由についても見られる。人々の表現活動は、情報の受け手や傍観者に対してさまざまな負担を課する。しかし、表現の自由を広汎に認める結果、政治を理屈的に判断しうる市民が育成され、批判や論議の活発化によって民主政治が活性化し、また、社会の多様な生活観、価値観が提供されることで、人々の間に寛容の精神が行き渡ることなど、重要でしかも社会全体に及ぶ利益が実現されるならば、なお表現の自由は、それ自体重要な公共財として、あるいは重要な公共財の実現に役立つ手段として厚く保障されるべきだとの結論が得られるであろう。

この場合、表現の自由の保障範囲の決定を市場に委ね、各人がどれだけ表現活動を行いうるかを各人の支払い容認価格によって決定しようとするならば、社会全体として過少な表現活動しか認められないおそれが強い。表現活動がもたらす利益の多くは、送り手本人には帰属しないものであり、したがって、送り手が自分の費用負担で、表現活動への反対者や傍観者を説得し、あるいは買収して、社会的に適切な量にいたるまで表現活動を開拓することは期待しに

くいからである。ジャーナリストや小説家など少数の例外を除き、大部分の人々にとつて、表現活動は大して価値のあるものではない。一般に、公共財の特徴は、市場で通常、取引きされる私的財と異なり、消費の個別性・排除性が妥当しないため、市場において消費者が自己の選好を誠実に顯示せず、そのため適切な供給がなされない点にあると考えられている。典型的な公共財とされる消防や警察のようなサービスをたとえば市場において対価を得て供給したると、そのサービスは、公共性を維持しようとする限り対価を支払わない人々にも一般的に及ぶため、自己の効用の最大化を求める「合理的」な個人はいずれも、フリーライダーとして、可能な限り、サービスにただ乗りしようとするはずである。ただ、すべての人がこのよう行動をとれば、公共財を対価に応じて提供する事業は立ち行かなくなり、結局、市場を通じて公共財が供給されることがなくなる。その結果、誰もその公共財を手に入れることができなくななり、すべての人が不利益をこうむることになる。したがつて、公共財については、通常、市場ではなく、政府を通じて供給されることになる。その費用は、すべての人から公平にかつ強制的に徴収され、供給の範囲や量については、民主的な手続きを通じて決定される。放送サービスも典型的な公共財の一例であるし、表現活動に対して自由な領域を設定し、それを保護する政府のサービスも、それ自体、重要な公共財の供給活動である。<sup>(22)</sup>

もつとも、道路や橋の建設のような政府による公共財の提供は、通常は、議会の立法及び予算措置にもとづいて行われる。同じく社会全体の利益を根拠とする価値でありながら、なぜ表現の自由は、憲法上の厚い保護を受けるのであろうか。それは、公共財といわれる社会全体にとっての利益や価値の中には、道路や橋の建設、ゴミの処理など日常的な生活上の必要や便利に応えるべく、時宜に応じて促進され、提供されるべきものと、社会生活のより根底にあり、社会に生きる人々に生き方や考え方の基礎をなすようなものとを区別することができるからである。民主的な政

治体制や、その不可欠の構成要素である表現の自由、マスメディアによる報道の自由は後者にあたる。そして、このような価値や利益については、これを憲法上の価値と認め、議会による安易な変更を許さず、政治過程から独立した裁判所にその擁護を委ねるという制度上の工夫が、立憲主義諸国において通常とられている。<sup>〔23〕</sup>

表現の自由が憲法に明記され、また裁判所によつて厚く保護されるべきだと考えられていることも、以上のような考え方につえば、説明がつく。憲法学において広く支持されてきた「表現の自由の優越的自由」の理論も、表現の自由が民主政というプロセスを通じて、社会全体に大きく寄与する点に着目して、その特別の保護を正当化しようとする議論として理解することができる。表現の自由が一種の公共財として機能するのは、民主政の基本的構成要素としての局面には限られない。たとえば、テレビや新聞によつて社会のさまざまな生き方、価値観が紹介されることにより、人々は多様なものの見方や考え方に対し寛容となる。また各自の生き方を構想し、選ぶ際の選択肢がこのような形で提供されることは、個人の自律を可能とする客観的な条件を構成する。寛容な人々によつて成り立つ社会という環境は、それ自体、公共財の一種であり、表現の自由の保障はその構成要素であり、前提条件でもある。<sup>〔24〕</sup>

#### 四 個人の自律——人権としての表現の自由

マスメディアの表現の自由の根拠は、マスメディアの表現活動が公共財としての性格を持つ点にあると考えられるが、表現の自由を厚く保障すべき根拠は、必ずしもこのような社会全体としての利益には限られていない。もし、表現の自由を保障すべき理由が、社会全体の利益に尽きるのであれば、社会全体の利益に適う限り、表現の自由を制約することも許されるはずである。<sup>〔25〕</sup>

しかし、憲法による権利保障の背景には、例え社会全体の利益、言い換えれば、公共の福祉に反する場合においても、個人の自律にもとづく人権の行使は認められなければならないという考え方がある。もし、人権の保障の根拠が結局は社会全体の利益に還元されてしまうのであれば、公共の福祉と独立に、人権とは何かを考える意味はほとんどない。政治過程と独立した裁判所に、しかも個別の事件ごとに、人権侵害の有無を判断させる司法審査制度の意義も、公共の福祉の内容を社会全体の利益を考慮しながら決定する政治部門によっては、個々人の人権を、十分に保障することはできないという点にある。個人の自律という観念を真剣に反省し、各人がそれぞれの人生を自ら構想し、選択し、それを自ら生きていいくことによつてこそ、この世界に意味を見出すことができるのだと考えるならば、公共の福祉によつては説明し尽くせない部分を、憲法による権利保障に見ることが必要となる。<sup>(26)</sup>

しかし、個人の自律的選択は、はたして社会全体の利益に反してまでその保障が認められる人権を基礎づけることができるとか。個人の自律は、直ちに社会全体の利益にもとづく政府の行動の正当性をもくつがえす、いわば「切り札」としての権利を導くことができるであろうか。<sup>(27)</sup>

「切り札」としての権利であるためには、いかなる個人であつても、もしその人が自律的に生きようとするのであれば、多数者の意思に対抗しても保障してほしいと思うであろうような権利でなければならない。<sup>(28)</sup>

したがつて、表現の自由を含めて、憲法上保障されている権利は二つの構成要素から成り立つてゐることになる。一つは、社会全体の利益を理由として保障されるべき権利であり、その保障の程度は、根拠となる社会全体の利益によつて左右されるし、また、社会全体の利益が十分に主張立証されるときには、正当に制約されうる権利である。いま一つは、單なる社会全体の利益によつてはその制約が正当化されない、個人の自律を根拠とする人権である。「人権」

ということばは、憲法上の権利一般を指すひろい意味で使われることもあるが、本論文では、いま述べたような、社会全体の利益にもとづく制約の正当性をくつがえす「切り札」として機能する権利を、長谷部教授にしたがって、人権と呼ぶことにする。これは、個人が国家成立以前の自然状態においても享有していたはずの権利という、人権の本来の意味に即した用法である。

#### 第四節 マスメディアの表現の自由

表現の自由が特別の保障に値するとする理由づけとしては、民主的政治過程の維持を目的とする議論と個人の自律及び人格的発展を目的とする議論があり、後者はさらに、受け手の自律および人格的発展を支える情報の供給を目的とする議論と、送り手の自律性を根拠とする議論とに分かれる。

民主的政治過程の維持と情報の受け手の自律を根拠とする議論は、社会全体の利益に着目し、その維持と向上を目的としている。無数に存在する個々の受け手の個別の利益に配慮しながら、表現の保護の射程と程度を画定することは不可能である。「受け手の利益」という場合には、全体としての受け手を念頭に置くしかない。これに対して、情報の送り手の利益に着目する議論は、個々の送り手の自律性をその根拠とする。このうち、マスメディアの表現の自由を支えることができるのは、社会全体における情報の受け手の利益を根拠とする前二者に限られる。

マスメディアは個人の自律と人格の発展を根拠とする送り手の自由を享有しない。マスメディアは個人ではなく、生き方を自分で決める権利を保障する必要はなく、その人格が発展することもない。個人がそうするようにマスメディ

アが「考える」こともない。そして、このような議論は、法人に「人権」享有主体性を認める通説とも衝突せず、またマスメディアの構成員たる個人の自由を侵害するものでもない。<sup>(29)</sup>

日本国憲法における通説は、法人が独立して活動する社会的実体であることを根拠に、法人の「人権」享有主体性を認めるが、法人の性格からして保障する理由のない各種の権利、たとえば内面的精神的自由権や拷問を受けない自由をはじめとする人身の自由などについては、これを享有しないとしている。<sup>(30)</sup>

このことは、法人が享有しうるか否かが問題とされているのは、実は人の生來の「人権」ではなく、むしろ「八幡製鐵政治獻金事件最高裁判決」（最大判昭和四五年六月二四日民集二四巻六号六一五頁）が定式化しているように、せいぜい「憲法第三章に定める国民の権利」にすぎないことを示している。個人の根源的な平等を理由とする生來の「人権」が、その同じ根拠にもとづいて法人にも認められるべきと主張されているわけではない。つまり、個人の自律と発展を根拠とする送り手の自由がマスメディアに認められるべき理由がないという議論は、通説の立場とは衝突しない。<sup>(31)</sup>

表現の自由には特別な保護が必要である。なぜなら、表現の自由は民主主義において不可欠な権利であり、マスメディアの表現・報道も一般国民のそれと同様民主主義に不可欠であるがゆえに、憲法の定める民主主義的統治原理のもと、裁判所こそが表現の自由を保護する固有の責任を負っていると考へるべきである。<sup>(32)</sup>

このような考へ方は、合衆国最高裁判所によつて承認され、そして日本にも導入され、広く学説の支持を受けてきたが、実は日本における「二重の基準論」にはきわめてあいまいな点が多く、しかもその論拠がきわめてあやふやであつた。それは、多くの学説が表現の自由は民主主義に不可欠な権利であるから手厚く保護されるべきだとしながら、

結局、裁判所による手厚い保護が必要な理由を表現の自由が人格的自律と深く結びついていることに求めてきたからである。つまり、学説の支配的な立場は、究極的には表現の自由が手厚く保護されるべき理由を、表現の自由が人格的自律ないし自律とより深い結びつきをもつてているがゆえに、「高い価値」をもつており、それゆえ他の基本的人権に対して「優越的地位」を占めているという点に求めてきたのである。<sup>(33)</sup>

だが、表現の自由が手厚く保護を必要とするのは、実は表現の自由が「高い価値」をもつてているからではない。基本的人権を「高い価値」の人権と「低い価値」の人権とに区別すべき価値の基準はありえない。またそのような実体的な価値判断は、必ず裁判官が恣意的に「高い価値」をもつ人権を作り上げる危険性をもつていて<sup>(34)</sup>いる。

そのような価値の序列化に依拠するのではなく、表現の自由は民主主義に不可欠な権利であるがゆえに、国会に委ねておくことができず、独立を保障された裁判所がしっかりと守ることが民主主義を擁護するために必要だからと考えるべきである。つまり、問題は、国会と裁判所の間の権限分配の問題と捉えられるべきであり、表現の自由に対する特別な保護は、民主主義のための権限分配的な視点から正当化されるべきなのである。<sup>(35)</sup>

## 第五節 マスメディアの結社の自由

日本国憲法二条は、結社の自由を保障している。マスメディアは、同じ志をもつた人々が表現・報道という目的のために結集したまさに「結社」である。一般の企業とは異なり、マスメディアは憲法上の「結社」の自由を享有している。憲法は、個人の表現の自由を保障すると同時に、個人が結集して表現を行うことを認めたのである。それゆ

えマスメディアのもつ表現の自由は、まさにジャーナリストの固有の基本的人権と考えるべきである。<sup>(36)</sup>

これによつては、マスメディアの表現の自由をもつぱら表現の受け手の人格的自律ないし自律のためにのみ評価するのでなく、マスメディアに結集して表現にあたる個人の表現の自由が認められるべき理由は、自己の意見を他者に伝え、自己が収集した情報を他者に伝えたいと考えるジャーナリストの集団的な表現の自由の行使だからである。それが結果的に表現の受け手に重要な情報を提供し、受け手の市民が政治参加するために重要な役割を果たすことになるが、マスメディアの表現・報道の自由はそれによって正当化されるものではない。マスメディアの表現・報道の自由は、表現の受け手のための自由ではなく、まずは表現に携わる諸個人のための自由なのである。<sup>(37)</sup>

マスメディアの表現の自由については、マスメディア自体の送り手としての自由に根拠を求めることができないとしても、社会一般の受け手の利益に根拠を求める前に、マスメディアに結集する個人、つまり発行者、編集者、記者、カメラマンなどの個人の自律にもとづく送り手の自由を根拠とするることはできるか。つまり、マスメディアの結社の自由がマスメディアの表現の自由を支えているとはいえないか。いずれも支持できない。

日本で結社の自由が議論されるとき、結社を構成する個人の自由ではなく、あたかも結社そのものの自由ないし自律性が問題であるかのようにいわれることがある。たとえば、政治結社や宗教団体の内部の紛争に司法権が介入すべきでないとする、いわゆる部分社会の法理を正当化する根拠として結社の自由が提示される場合がそうである。しかし、そこで提示されている結社の自由は、法人の自由と同じものにすぎない。結社そのものについて、人格の自律や発展を語る余地はないという個人の自由にのみに根拠求める厳しい見解がある。

しかし、マスメディアの表現の自由を支えるものが、民主的政治過程の維持、あるいは個人の自律を支える情報の

提供と言つう情報の受け手の利益に着目した議論であることから、いくつかの結論を導き出すことができる。まず、マスメディアの表現に自由がこのよだな社会全体の受け手の利益を根拠としているとすれば、個人レベルの送り手には認められない特権をマスメディアに認める手掛かりが得られる。次に、個人の語り手としての自由は、これを社会全体の利益（公共の福祉）にもとづいて規制することは許されないが、マスメディアの表現の自由を支えるものがそれ自体、社会全体の利益であるとすれば、その利益自体がマスメディアの表現の自由の制約を正当化する根拠となる場合も生ずる。さらに、このような考え方からすると、マスメディアが個人の自律を根拠とする個人の人権を侵害しないことも当然である。たとえば、個人が自律的な生活を送るためには、他者から干渉されず、また監視や論評を受けることもない私的な領域が確保されなければならない。人のプライバシーを知る権利はいかなる受け手にもない。したがつて、純然たる私人のプライバシーを公開するマスメディアの自由もありえないはずである。

## 第六節 マスメディアと国民の知る権利

マスメディア、そのうち特に報道機関の使命は、報道である。この報道は、今日では、国民の「知る権利」に奉仕するものとしてとりわけ重要な役割を担つていると考えられている<sup>(38)</sup>。

この「知る権利」という考え方は、第二次大戦後アメリカで発展したものである。従来、表現の自由は、表現する人の自由として捉えられてきた。そこでは、情報の受け手のことはあまり考えられていなかつたのである。ところがアメリカでは、報道機関が、その報道は、国民の知る権利に仕えるものだと主張し始めたのである。この背後には、

戦争中の「国家秘密」の増大と政府の秘密主義があつた。そして、この主張により、表現の自由の問題を考える際に、報道の背後にいる情報の受け手の立場が考慮されるようになると同時に、国民が政府の情報にアクセスできることを保障すべきだという考え方が有力になつてきた。

日本でも、このようなアメリカでの発展を受けて、次第に知る権利が主張されるに至つた。そして、最高裁も、「博多駅テレビ・ファイルム提出命令事件決定」（最大決昭四四年一一月二六日刑集二三巻一一号一四九〇頁）において、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである」と認めたのである。この趣旨は、「外務省秘密漏洩事件決定」（最一小決昭和五三年五月三一日刑集三二巻二号四五七頁）でも確認されている。したがつて、今日では、国民の知る権利が認められるべきことについては、もはや異論はない。<sup>(39)</sup>

だが、この権利がどの条文によつて保護されているか、具体的にどのような権利内容を持ち、いかなる性質であるかについては、学説上争いがある。まず条文根拠については、一般に、憲法一一条・二三条・一二条・二五条など、多数の条文が挙げられている。これは、国民の知る権利が、表現の自由とともに、国民主権の原理に仕え、それが幸福追求権の一つであると同時に、場合によつては生存権保障とも関係しているからである。また知る権利が自由権だけでなく、政府に対する請求権としての側面をも持つてゐることが、その根拠を二五条の生存権に求める理由となつてゐる。ところが、国民の知る権利の条文をこのように多くの条文に求めることは、知る権利の権利性を阻害することになつても、決して強化することにはなるまい。憲法の基本的人権保障の構造の中でうまく位置付けられることによつてこそ説得的に正当化されうるのであり、その意味では、知る権利の条文根拠は表現の自由を保障する憲法一一条と

考えるのが適切である。また、ここで知る権利を生存権保障と結びつけたり、知る権利が社会権的性質を有しているということにいかなる意味があるのか疑問である。それを実質的に保障するためには政府の積極的な保護を要するという意味で請求権的な性格を持っていると考えれば足りる。<sup>(40)</sup>

だが、「知る権利」といっても、知る権利として主張されているものは極めて多義的であるが次のように区別することができるであろう。一つは、具体的の権利というよりは理念的側面であり、報道機関の報道が憲法的保護を受けることを正当化・補強するための材料として、国民の知る権利が援用される場面がこれに当たる。いま一つは、権利としての側面であるが、ここでもまた四つに区別することができる。その第一は、情報受領権であり、既に表現がなされているのになんらかの理由で受領する以前に伝達が遮断されてしまっているような場合、この権利が問題となる。外国の出版物が税關検査の際に風俗を害するとして輸入を禁止された場合<sup>(41)</sup>や、受刑者が新聞を読もうとして禁止された場合<sup>(42)</sup>などがその例である。第二は、情報収集権であり、取材の自由のことである。これは、政府によって取材を妨げられないという意味で、自由権である。第三は、より積極的に政府情報の開示を求めるという意味での政府情報開示請求権であり、これは積極的情報収集権あるいは狭義の「知る権利」とも呼ばれる。第四は、公衆が多様な意見と情報を受け取るという利益であり、この場合国民の知る権利はむしろ主として報道機関の報道が片寄らないよう政府が規制する場合の正当化原理として現われる。<sup>(43)</sup>

このように国民の知る権利は多義的であり、それぞれいかなる意味で、どのような権利内容を持つのかが、具体的に検討されねばならない。「知る権利」は、むしろ理念的な国民の知る権利である。そして権利としての「知る権利」については、最高裁は、「よど号ハイジャック新聞記事抹消事件」(最大判昭和五八年六月二二日民集三七巻五号九七三頁)

において、「各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである。それゆえ、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閱讀の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法一九条の規定や、表現の自由を保障した憲法二一条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところであり、また、すべての国民は個人として尊重される旨を定めた憲法一三条の規定の趣旨に沿うゆえんでもあると考えられる」と判示し、第一の情報受領権を承認している。さらに、先の博多駅テレビ・フィルム提出命令事件、外務省秘密漏洩事件で、第二の情報収集権（取材の自由）も認められている。

このような知る権利論の台頭は、情報公開制度の実現と並んで表現の自由法理にも大きな影響を与えた。それは、従来のように表現する側のみに目を向けた法理ではなく、表現の自由の受け手に向けられた法理の展開をもたらしたものである。それによって、表現の自由の保障は、単に表現することの自由だけでなく、前提となる情報収集行為から、表現を経て、表現の受領に至る一つの情報流通のプロセスの保障として理解されるに至ったのである。今日しばしば表現の自由が「自由な情報流通の権利」として定式化されるのは、このような背景においてである。

学説の中には、このような情報の受け手の立場をもつと考慮して、表現の自由法理を再構成する見解もある。それによれば、重要なことは、言いたい人が言いたいことを話せることではなく、聞く人が聞くべきことを聞けることだというのである。このような見解からは、重要なのは誰が話すかではなく、情報の受け手に適切に情報が与えられて

いるかだということになるのである。しかしここまで表現の自由を受け手が問題とされてきたこと、そして今日では表現の自由はこのような情報の送り手と受け手の関係において捉えられねばならないことは、何人にも否定しがたいであろう。

## 第二章 マスメディアの自由と制限

### 第一節 プリント・メディアに関する規制

マスメディアの果たすべき役割が、民主的政治過程の維持と自律的な生活を可能にする情報の提供にあると考えるとき、いかなる構造的・制度的特徴を備えたマスメディアがこのような役割を効果的に実現しうるかが問題となる。たとえば、政府の規制を通じて社会の多様な意見を個々のマスメディアに反映させる制度を確立すべきであるが、そのとき、すべてのマスメディアを国家的に管理し、諸集団に紙面および放送時間を比例配分すべきか、あるいはマスメディアのジャーナリズム精神を信頼し、個々の発行者、編集者にいかなる情報を送るかの決定を自由委任すべきか、あるいは市場において利潤最大化を求める企業の論理に即してマスメディア事業を運営させるべきか、そのとき、多様な視聴者の選好がメディアに直接に反映する市場の枠組みを意図的に作り出すべきかなど、さまざま制度上の選択肢およびその組み合わせを考えることができる。<sup>(44)</sup>

西側先進諸国のマスメディア法制を概観すると、放送については免許制、番組内容規制、集中排除措置などさまざ

まな規制を課す一方、新聞、雑誌などのプリント・メディアについては特別の規制を設けず、市場における自由な言論活動を保障する、イギリスやアメリカに代表される体制と、フランスやドイツに見られるように、プリント・メディアについても反論権や集中排除のルールを設け、社会内部の多様な意見をマスメディア全体に制度的に反映させようとする体制との間に相違がある。<sup>(45)</sup>

反論権あるいはアクセス権を例にとってみると、アメリカの連報最高裁は、一九六九年のRed Lion Broadcasting Co. v. FCC, 395 U.S. 367判決（ラッドライオン事件）では、連邦通信委員会（FCC）によって放送事業者に課せられた反論権制度の合憲性を支持する一方、一九七四年のMiami Herald Co. v. Tornillo, 418 U.S. 241判決（マイアミ・ラルド事件）では、新聞で批判的な論評を加えられた公職の候補者に反論権を認める州法を、表現の自由を保障する連邦憲法の修正一条に違反するとした。

また、イギリスでは、新聞業界の自主規制機関が、新聞の不当な攻撃を受けた者に対し反論文の掲載を含む救済を与えているが、それは今のところあくまで自主規制であり、法制化はされていない、他方、イギリスの放送制度においては、視聴者の反論権は保障されていないが、一九九〇年放送法が放送事業者に対して課す政治的公平性の原則は、裁判所を通じて実現可能であると考えられており、社会における多様な政治的立場を番組内容に反映するという、広い意味でのアクセス制度が法制化されているといえる。<sup>(46)</sup>

イギリスやアメリカにおいて、プリント・メディアと放送とを区別し、放送に固有の規制を加える根拠としては、伝統的に、周波数帯の有限稀少性と放送の持つ社会的影響力が挙げられてきた。フランスやドイツでは、プリント・メディアに対する反論権を認める法制が伝統的に認められており、アメリカやイギリスの立場は、普遍的に受け入れられて

いるわけではない。もつとも、フランスやドイツにおいても、プリント・メディアと放送とがあらゆる面で全く同じ規制のものに置かれているわけではなく、放送は多かれ少なかれ、より厳しい規制を受けてきている。その際、放送固有の規制根拠として、主として周波数帯の有限稀少性と社会的影響力が挙げられる点では、イギリスやアメリカと同じ事情がある。両体制の違いは相対的なものである。<sup>(47)</sup>

日本の現在の法制は、イギリスやアメリカの法制に近く、放送に規制を課する一方で、プリント・メディアには自由な活動を保障している。放送規制の根拠としては、やはり、周波数帯の有限稀少性と放送の持つ社会的影響力が挙げられる。いわゆる「サンケイ新聞反論文掲載請求事件」で、最高裁判所は、放送事業者が「有限な」電波の使用免許を受けたものであることを指摘し、したがって、放送法四条の定める訂正放送制度を、新聞に対する反論権の根拠とすることはできないとしている（最判昭和六二年四月一四日民集四一巻三号四九〇頁）。また、いわゆる「政見放送削除事件」に関する最高裁判所判決は、公職選挙法一五〇条の二の規定は、テレビ放送が「直接かつ即時に全国の視聴者に到達して強い影響力を有していること」に鑑み、政見放送の品位を損なう言動を禁止したものであるから、政見放送を「そのまま放送しなければならない」との同法一五〇条一項の規定にもかかわらず、そのような言動については、削除をこうむつても不法行為法上、法的利益の侵害があつたとはいえないとする（最判平成二年四月一七日民集四四巻三号五四七頁）。そこには、放送の持つ社会的影響力に鑑み、放送について特別の法規制を置くことを容認する態度が見られる。<sup>(48)</sup>

しかし、近年に至つて周波数帯の利用が高度化し、さまざまなニューメディアが出現して、少なくとも放送ルートの稀少性は緩和され、社会的影響力についても、これを一律に論ずることは難しくなっている。また、典型的なプリ

ント・メディアである新聞と放送との間に、はたして稀少性や社会的影響力の点で差異があるか否かについても疑問が提起されている。そもそも放送ルートの稀少性や社会的影響力が放送について特別な規制を課する根拠となるか否かも、実は疑わしい。放送固有の規制を課する根拠の有無が、現在、改めて問われている。<sup>(49)</sup>

## 第一節 多チャンネル化と放送の自由

メディアの変化、特に多チャンネル化の進展を受けて、もはや周波数の有限性論は成り立たないという批判が強力になされている<sup>(50)</sup>。実際、アメリカ合衆国では、一九八七年に、連邦通信委員会（FCC）は、電気通信市場の劇的な変容を理由に、公平原則（①公的重要論点を相当な時間放送すること、及び、②公的重用論争点につき相対立する見解を抱く人物に、その見解を公表するための相当な機会を与えること、を放送事業者に対して要求する）はもはや表現の自由を保障する連邦憲法修正一条に違反するに至つた、として公平原則を廃止している。今日の日本において、地上波放送テレビに関する周波数の有限性が根拠とならないほど多チャンネル化が進んでいるか否か疑問があるが、いずれにせよ、周波数の有限性論が風前の燈し火であることは確かであろう。そこで、学説においては、周波数の有限性論に代わる根拠づけを模索する動きが盛んである。たとえば、「放送の自由は、『未成熟な基本権』であつて社会に流通する意見や情報の幅広い多様性を保証するという表現の自由の客観的側面を確保するための規制が許される」とか、「マスメディアの表現の自由は、個人の表現の自由とは違つて、社会全体の利益（民主的政治過程の維持、情報の多様化、視聴者の効用の最大化）に基づいて政策的に保障された権利であるので、それを支える政策的根拠が自由の制約

を要求する場合や、他のより重要な社会的利益と衝突する場合には、「制限されうる」とかいった主張がなされている。<sup>(51)</sup> 放送の自由、さらにはマスメディアの表現の自由の性質をどう捉えるかが焦点となっているのである。

### 第三節 マスメディアの取材の自由

マスメディアの取材の自由に関しては、判例・学説とも、国民に事実を伝える報道の自由が、日本国憲法二二条の保障する表現の自由に含まれることを認めているに対し、取材の自由については若干の議論がある。<sup>(52)</sup>

判例は、新聞記者の取材源秘匿が憲法による保護を受けるか否かが争われた事件において、憲法二二条の保障は、「公の福祉に反しない限り、いいたいことはいわせなければならない」ということである。未だいいたいことの内容も決まらず、これからその内容を作り出すための取材に関して証言拒絶の権利まで保障したものとは到底解ることができない」との判断を示していた（最大判昭和二七年八月六日刑集六巻八号九七四頁）。ところが、裁判所によるテレビ局の取材フィルム提出命令の合憲性が争われた「博多駅事件」において、報道機関の報道は「国民の『知る権利』に奉仕するものである」とされ、「報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二二条の精神に照らし、十分尊重に値する」として、取材の自由にも憲法の保護が及ぶことが判例によって認められた（最大決昭和四四年一一月二六日刑集二三巻一一号一四九〇頁）。ただし、判例が認める保障の程度には、憲法二二条の保障の下にあるとされた報道の自由と、同条の趣旨に照らし十分な尊重に値するとされた取材の自由とで差異がある。「精神に照らし」という微妙ないまわしは、取材の自由が「より

低いレベルの保障を受けるに過ぎないことを示唆」とするものとみなされている。<sup>(53)</sup>

これに対し、学説では、取材の自由が憲法上の自由であることを認めた上で取材の自由に報道の自由と同等の保障を認める立場が多数説となっている。

#### 第四節 マスメディアの表現・報道の自由の限界

マスメディアの表現活動は憲法二二条の表現の自由の保障を受けるが、もちろん無制約なわけではなく「公共の福祉」のために制約を受ける。具体的にはどのような制約がありうるのであろうか。<sup>(54)</sup>

第一に考えられるのは、国家の安全保障条約を危うくするような事実（国家秘密）の公表の規制である。しかし、一九八〇年代に国家秘密法案が提出されたことがあるが、今のところ国家秘密の公表を包括的に禁止するような法律は存在しない。もつとも、日米安全保障条約に基づく刑事特別法（六条一項）や日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（三条一項）が米軍から供与された兵器などに関する秘密の探知収集行為を处罚する規定を置いてるので、マスメディアの取材活動がこれらの法律によって处罚される可能性はある。また、国家公務員法や地方公務員法には公務員に職務上知りえた情報を漏らすようそそのかすことを处罚対象としており（国家公務員法二二条、地方公務員法六二条、自衛隊法一一八条）、さらに、一〇〇一年に自衛隊法が改正され、防衛庁長官が「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」（九六条の二第一項）として指定した防衛秘密を漏らすよう「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」に対し教唆・煽動した者を处罚する規定が置かれている（一二三条一項）。それゆえ、マスメディアに

よる公務員に対する取材活動がこうした規定に基づき処罰の対象となることもあります。ただ、これらの法律による規制は報道そのものに対してではなく取材活動に対するものなのである。<sup>(55)</sup>

第一に、マスメディアによる性的な表現の限界が問題となる。新聞や雑誌がわいせつな写真や文章を載せたり、テレビがわいせつな場面を放送すれば、わいせつな文書、図画の頒布・販売等を禁止する刑法一七五条違反が問題となる。<sup>(56)</sup>

第三には、プライバシーの権利に関するマスメディアが受ける制限がある。「プライバシー」権は一九世紀末にアメリカにおいて「一人でほつておいてもらう権利」として提唱され始めた権利であるが、当初は、マスメディアによる私生活の暴露を拒否することに主眼があつた。日本でも、プライバシーの権利は、まず、「私生活をみだりに公開されない」という法的保障ないし権利として定着した〔宴のあと事件判決〕・東京地判昭和三九年九月二八日下民集一五巻九号二三二七頁)。しかし、科学技術の発達、情報化社会の進展を受けて、今日では、プライバシーの権利を憲法一三条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」(幸福追求権)の一内容であると解したうえで、自己に関する情報の流れをコントロールする権利(自己に関する情報を他人が取得し、保有し、利用し、提供することに対しコントロールを及ぼすことができる権利)と捉える立場(情報コントロール権)説)が有力となつている。自己情報コントロール権としてのプライバシーの権利は、「私生活をみだりに公開されない権利」を含むものであるが、報道の自由の限界との関連で、次に古典的な「私生活をみだりに公開されない権利」としてのプライバシーの権利と報道の自由との衝突を論じることとする。<sup>(57)</sup>

日本におけるプライバシーの権利受容に大きく寄与したのが、「宴のあと」事件である。これは、外務大臣を務めた

政治家が東京都知事選に立候補し落選したところ、三島由紀夫がその政治家と再婚相手である料亭の女将とをモデルとする小説「宴のあと」を執筆したため、この政治家がプライバシーの権利侵害を理由に三島らを相手取り損害賠償と謝罪広告を求めて訴訟を提起した事例である。これに対して、東京地裁は、私生活をみだりに公開されないという法的保障なしし権利としてのプライバシーの権利を認めた。そのうえで、「プライバシーの侵害に対し法的な救済が与えられるためには、公開された内容が(イ)私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、(ロ)一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによつて心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、(ハ)一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によつて当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とする」という基準を示した。<sup>(58)</sup>

この基準は広く支持されているが、プライバシー侵害として法的救済を得るためにには、まず第一に、私生活上の事実の公表がなされていることが必要である。「宴のあと」事件で問題となつたような夫婦関係や家族関係、さらには異性関係・恋愛関係がそつした事実といえることは確かである。さらに、病気（名もなき道を）事件判決・東京地判平成七年五月一九日判例時報一五五〇号四九頁〔遺伝子的疾患〕、資産に関する事実、前科（逆転）事件判決・最判平成六年二月八日民集四八巻一号一四九頁）も含まれる。また、顔に大きな腫瘍があることやそれが手術によつても治癒しないことが私生活上の事実にあたるとされたこともある（〔石に泳ぐ魚〕事件判決・最判平成一四年九月二十四日判例時報一八〇二号六〇頁）。第二に、一般人が公表を欲しないような事実でなければならない。第三に、公表された事実が一般の人々に知られていないものでなければならない。もつとも、一時は広く知られていた事実であつても（た

とえば前科のように、時の経過によって忘れられているような事実は、一般の人々に知られていない事実といえる。<sup>(59)</sup>

もつとも、私生活に関する事実を公表する側にも表現の自由があるので、裁判所は、実際に法的救済を与えられるかどうかを判断するにあたり、公表者の表現の自由と被害者のプライバシーの権利との調整を図らなければならない。一般的にこの調整においては表現の自由とプライバシーの権利との等価的な衡量がなさるべきとされている。その際、被害者の性格（統治に責任ある公務員か、公的存在か、純然たる私人か）、公表された事実の性質（統治過程に直接関係する事項か、公の利益に関わる事項か、全くの私的事項か）をも考慮することが必要である。<sup>(60)</sup>

国民が表現の自由・報道の自由を有するためには、その前提として表現のための情報を収集することが不可欠である。それゆえ、憲法二二条の表現の自由の保障のなかには、当然情報の自由、つまり取材の自由が含まれると考えなければならない。<sup>(61)</sup>

それゆえ、事件や裁判についてマスメディアが取材することも、憲法二二条によって保護される。このような取材の自由については、最高裁判所は、表現の自由そのものとは区別し、尊重されるべきではあるが、同じように保護されることは考えていない。しかし、表現の自由の保障の趣旨からいえば、取材の自由が認められなければ表現の自由そのものが無意味となることを考えると、取材の自由についても表現の自由と同じ保護が及ぼされるべきものと思われる。最高裁判所は、「博多駅テレビフィルム提出命令事件決定」（最大決昭和四四年一月二六日刑集三三巻一一号一四九〇頁）では、放映済みテレビフィルムの裁判所への提出命令について、それが将来の取材を困難にするという主張に対し、利益衡量によって提出命令を支持しているが、取材行為そのものが直接禁止されたような場合にはもつと厳格的な基準が適用されるべきである。<sup>(62)</sup>

## 第五節 放送内容の制限

放送に対しても、新聞等の印刷メディアと異なり、その報道内容につき公平であることなどを一般的に要求する法律がある。すなわち、放送法は、第一章の二として「放送番組の編集等に関する通則」を置き、そのなかで、三条の二第一項が、放送事業者に対し、国内放送番組の編集にあたって、公安および善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実をまげないこと、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることを求めている（番組編集準則）。また、同条二項は、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組を設け、番組間の調和を保つことを求めている（番組調和準則）。さらに、四条一項は、放送事業者が、真実でない放送した場合に、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人からの請求に基づき、訂正または取消しの放送をしなければならない、と定めている。<sup>(63)</sup>

これらの規定が法的拘束力を有する規定である（そうであれば、政治的に不公平な報道を行った放送局の再免許の拒否もありうることになる）か否かについては争いがあるが、一九九三年の「テレビ朝日事件」（テレビ朝日の報道局长のある研究会での講演をきっかけに、テレビ朝日の選挙報道が政治的に偏った形でなされたのではないかと問題にされた事件<sup>(64)</sup>）では、郵政省（当時）も、報道局長を証人喚問した国会も、放送法三条の二第一項が法的拘束力を有するとの立場をとった。しかし、「政治的公平」という概念は不明確であり、その判断基準も放送法以下の法令によつて設定されていないこと、「政治的公平」に反することを認定する手続が法定されていないことからして、監督官庁である総務省が「政治的公平」要求違反を認定することになると、恣意的な判断がなされる危険があるばかりか、放送局

に対して強い萎縮的な効果を及ぼすであろう。それゆえ、放送法二条の二第一項に法的拘束力を認めるべきではないと思われる。<sup>(65)</sup>

このように放送法二条の二第一項の法的拘束力を否定する立場が学説上は有力であるが、他方、法令上「公平」の概念を明確化し、「公平」性判断の基準や手続を整備すれば、放送に対しても、新聞等の印刷メディアとは異なり、公平を要求することは憲法上許される、と解するのが一般的である。<sup>(66)</sup>

そのように解すべき根拠としては、周波数の有限性・希少性が挙げられてきた。すなわち、周波数が有限であるため、放送局開設を希望する者がみな放送局を開設し放送を行うことはできない。各人が勝手に放送を行えば混信してしまう、結局放送による表現はすべてできなくなってしまうので、政府が、周波数を割り当てて放送局開設の免許を与えるシステムが不可欠である。しかも、放送を希望する者が多いのに対し、利用可能なチャンネル数はずつと少ない。それゆえ、この放送免許制の下で免許を与えられた者は、他の希望者に優先して免許を与えられた者に対して、視聴者の知る権利の実現のために、当該社会の代表的な見解を伝えるよう要求しうる。<sup>(67)</sup>

## 第三章 日本の放送法制の現状と課題

### 第一節 日本の放送法制の現状

#### 一 日本の放送法制の現状

日本国憲法には放送の自由を保障する明文規定は存在しないが、放送による表現にも憲法二二条の保障が及ぶことは理論的に認められている。ただし、放送は、放送法によって、免許制度、番組編集準則、放送番組相互の調和義務、マスメディア集中排除原則、NHKの設立、訂正・取消しの放送など、さまざまな法的規律とそれに基づく行政監督の下におかれている。<sup>(68)</sup>

現在の日本の放送法制には、二つの特色がある。

第一の特色は、放送事業者固有の広範な内容および主体に関する規制が行われることである。これは、放送固有の規制について、従来は、周波数帯の有限稀少性と社会的影響力とがその根拠として挙げられてきた。<sup>(69)</sup>

第二には、日本の放送法制は、一九五〇年の放送法<sup>(70)</sup>以来、NHKとその他の一般放送事業者（いわゆる民放）との一本立て体制を基礎として発展してきた。これも、従来型の放送が有する極端な公共財としての性格を考慮すれば、視聴者の効用最大化という点からみてもこれを維持する理由がある。

## 二 政府とNHKの関係

政府とNHKの関係で重要なことは、憲法上、そして放送法上も、NHKは政府から独立した放送機関であり、放送の自由と自律を認められた言論・報道機関だということである。NHKは国民の「知る権利」と文化に直接の責任を負う公共放送機関として「権力を監視」し、民主主義社会の基幹的メディアとしての役割を果たしていかなければならぬ。これが、NHKと政府との間のあるべき基本的な関係である。<sup>(7)</sup>

ところで、公共放送、そもそも多メディア時代の公共放送は、いかにあるべきなのだろうか。公共放送が視聴者・国民の受信料に支えられ、言論・報道機関として視聴者・国民の「知る権利」に責任を負おうとする限り、重要なことは権力に対して自立することであり、視聴者・国民に対して最大限の「参加」と「公開」を制度的に保障することである。<sup>(8)</sup>

## 三 受信料

民間放送は、広告費で運営しているから、受信料とは関係がないが、NHKの運営は、すべて受信料であるのに、今、受信料の支払拒否・保留件数が激増している。一〇〇四年一月末まで一一三〇〇〇件だったものが、二〇〇五年一月末には三九七〇〇〇件にはね上がり、さらに二月末には予想をはるかに越えて七四七〇〇〇件に達した。増勢には一向に歯止めがかかっていない。

不支払いは、視聴者のなかで大きな比重を占めることになれば、これまで受信料を支払っていた層からも、不公平感から不支払いに転じる人たちが急激に出てきて不思議ではない。これは、まぎれもなく受信料制度の危機である。<sup>(9)</sup>

NHKの受信料支払い拒否は、視聴者による抗議の意思表示というレベルをすでに超え、公共放送としてのNHKの仕組み 자체を問う動きに拡大している。

NHKにとっては、受信料不支払いの激増は、容易にNHK解体につながりうる不気味さを秘めている。事実、これまで一部にあつたNHK民営化論が、これを機に、にわかに勢いを増しかねない状況である<sup>(74)</sup>。

日本における公共放送と民間放送の経営財源の峻別に対して、西ドイツにおいては、公共放送の放送独占時代において、広告放送が公共放送によつて行われ、それが重要な財源となつた、という経緯がある<sup>(75)</sup>。日本の放送体制は一本立てであるが、やはり公共放送であるNHKとても必要である。よい番組であれば、教育番組であれ、娯楽番組であれ、どちらも視聴者には必要であると思うが、NHKも民間放送と同じく広告費で運営する体制にしてしまつたら、教育番組と科学番組など視聴率の極めて低い番組がなくなる可能性が高い。これを防ぐため、受信料の不支払いをなくすための工夫もしなくてはいけない。

## 第二節 日本の法制体制の課題

### 一 メディア検証機関の設立

#### 公共放送と民間放送に対するあるべき検証機関

放送業界では多チャンネル化が急進展し、視聴者には、選択に困るほどの番組の数である一方、インターネットの時代の到来で、テレビの役割は変化しつつあるという見方もある。政治、経済を含め、情報入手源としてのテレビの

重要性、優位性は当分搖るがないであろう。それだけに、番組制作者の姿勢がますます問われる事になる。他方、放送と通信の融合の時代を迎え、放送法の改正が議論され始めた。仮に、その議論の中で、中立性条項が削除されたとしても、これまでの各テレビ局の番組の作られ方をみる限り、メディア検証機関の必要性は残るであろう。<sup>(16)</sup>

## 二 国民の良識ある判断

視聴者である国民が、マスメディアに対しどのように評価をするかが、決定的に重要である。今まで、多くの国民は、マスメディアの報道を無批判的に受け止めてしまうなど、マスメディアと適切な距離を置くことができなかつた。これに対し、マスメディアの報道を批判的に受け止めるための力を養うことが求められている。これがメディア・リテラシーと呼ばれるものである。

国民が、このようなメディア・リテラシーを身につければ、マスメディアの報道に根拠があるかどうかなどについてもつと適切な判断ができるようになる。学校教育のなかで、子どものうちからメディア・リテラシーを学ぶことが重要である。<sup>(17)</sup>

## 第四章 中國におけるマスメディア制度

### 第一節 中國憲法に規定されている言論の自由

中國憲法に規定されている言論の自由についての法文は以下の通りである。

- ① 「中國人民政治協商會議共同綱領」（一九四九年九月二九日採択）（臨時憲法）

第五条 中華人民共和国の公民は思想、言論、出版、集会、結社、通信、身体、居住、移転、宗教、信仰および示威行動の自由の権利を有する。

第四九条 真実のニュースを報道する自由を保護する。報道を利用して國家人民の利益を誹謗破壊し、また世界戦争を煽動することを禁じる。人民の放送事業を発展させる。<sup>(78)</sup>

- ② 「中華人民共和国憲法」（一九五四年九月二〇日採択）（新民主主義から社会主義への過渡期）

第八七条 「中華人民共和国の公民は、言論、出版、集会、結社、街頭行進、示威運動の自由の権利をもつていて。国家は、必要な物質上の便宜を与えることにより、公民がこれらの自由を享受することを保障する」と、自由を実現するため物質的な保障まで明記されている。<sup>(79)</sup>

- ③ 「中華人民共和国憲法」（一九七五年一月一七日採択）（文革中）

第一三一条 大いに見解を述べ、大胆に意見を発表し、大弁論を行い、大字報を貼ることは、人民大衆が創造した社会主义革命の新しい形式である。<sup>(80)</sup>

第二八条 中華人民共和国の公民は、言論、通信、出版、集会、結社、街頭行進、示威運動、ストライキの自由の権利をもつてゐる。

④ 「中華人民共和国憲法」（一九七八年三月五日）（文革が終わり、「社会主義現代化」建設に移行するという背景）一九五四年憲法に似た性格と内容ともつてゐる。<sup>(81)</sup>

第四十五条 中華人民共和国の公民は言論、通信、出版、集会、結社、街頭行進、示威運動、ストライキの自由の権利をもつてゐる。

⑤ 「中華人民共和国憲法」（一九八二年一二月四日）<sup>(82)</sup>

第三十五条 中華人民共和国の公民は、言論、出版、集会、結社、行進、示威行進の自由を有する。<sup>(83)</sup>

（その後一九八八年、一九九二年、一九九九年、二〇〇四年と四回修正されているが、言論の自由の規定には変更がない。）

以上要するに、建国以来の四つの憲法のいずれもが、中華人民共和国の公民は思想、言論、出版、集会、結社、通信、身体、居住、移転、宗教、信仰および示威行進のような言論の自由をはじめとする諸権利を認め、一九五四年の改正憲法は、さらに言論の自由を実現する物質的手段を保障することまで盛り込んでいるのである。

しかし、他方では、言論の自由については、前提条件が付されていた。たとえば、五四年の憲法の第一九条には、「中華人民共和国は、人民民主主義制度を守り、いつさいの反国家的・反革命的活動を鎮圧し、いつさいの売国奴と反革命分子を処罰する」と規定してある。また七年憲法の第二六条では、「公民の基本的権利と義務は、中国共産黨の指導を擁護し、社会主義制度を擁護すること」が、言論の自由の前提条件とされている。<sup>(84)</sup>

## 第一節 中国におけるマスメディア制度の基本的特徴

### 一 マスメディア制度体質の一党独占化

新民主主義革命の時期に、毛沢東が提起した「連合政府」についての構想によつて、建国初期、各政治勢力の統一戦線という、国家と党の二元的構造ができたことがある。その後、五三年と五八年の二度にわたつて、党が国家化をすすめたことによつて、マスメディアは国家の宣伝機関から、党の宣伝機関に変質してしまつた。さらに「文革」における大衆・軍隊・党政機関「三結合」の「革命委員会」によつて、国家機構や本来、国会の機能をもつべき全国人民代表大会が、完全に形骸化した。「文革」の直前までは、いくつかの民主党派機関紙と社会団体紙が存在したにもかかわらず、その性格や機能は、ほとんど共産党の機関紙と変わらなかつた。言いかえれば、これはマスコミ制度における共産党の一党独占化ということである。

### 二 報道活動の政治化

政党の言論機関としての伝統が、特に党が権力に到達していなかつた時代に身につけた体質が、新中国成立以後にも、中国のマスコミに引き継がれた。それに加えて、「階級闘争道具論」、「指導道具論」、「独裁道具論」などのマスコミ理論のもとで、報道活動は、政党の政治活動と一体化されていったのである。報道のなかで、政治的なものが常に大きなスペースを占める反面、経済、文化などの記事や文章を掲載するときも、その目的は、主に政治的効果の追求ということにあつた。報道は、共産党のイデオロギー、政治体制、政治方針などを正当化することや、民衆に対する、

思想の教化や、政策・施策の解釈、普及や大衆動員などの役割を果たした。

こうした「正面報道」(つまり共産党に有益・有利な政治効果をもたらす報道)の方針は、つねに貫えていた。いわば、よいことだけを報じ、悪いことは報じないという一貫性である。こうした「報道の政治化」によって、商業性、文化性、娛樂性など、現代マスコミの固有の機能はもとより、マスコミの本領である情報伝達機能も弱められていった。それは民衆の「知る権利」を奪い取つただけでなく、中国のジャーナリストたちは、真実性を標榜する唯物論に立脚した報道理論と、現実の観念論的報道スタイルとのジレンマに立たされて、悩み苦しんできたのである。

西側のマスコミの「脱報道」傾向は、おおむね「娛樂性」への傾斜を特徴としているが、中国のマスコミの「脱報道」は、「政治への従属」によるものである。とりわけ「文革」期、ジャーナリズムの機能や規律が、完全に無視されたために、マスコミは、陰謀政治の道具になりさがつてしまふ。「娛樂」とはまったく逆に、大衆に苦しみだけをもたらしたといえるだろう。

### 三 マスメディアの機能の行政権利化

すべてのマスメディアが、「官報」や「党の喉と舌」の性格をもつてゐるため、社説や評論は、すべて党と政府の意思や支持とみなされ、党、政府、または裁判所の公式文書と同じ効力をもつようになつた。たとえば、党の機関紙に名指しで批判された者は、その政治生命は絶たれたも同然であつた。とくに急進的な思想と大衆操作を好んだ毛沢東の手で、マスメディアは、五〇年代後半以後の党の正式決定を覆すかたちで、国家の行政権をしのいで、直接に社会運動を組織する道具となつていった。「文革」期にはさらに、「新聞治国」「社説治国」とまで称される事態となり、個

人独裁の手段にまで変わったのである。

このようなマスコミは、権力そのもの、あるいはせいぜい、政治・行政権力の媒体としかいいようがない。西側諸国で「第四の権力」とも呼ばれるマスコミは、中国においては司法、立法、行政と並んで、政治権力を支える大きな柱になつていつたのである。

#### 四 マスメディアの官僚機構化

マスメディアが党と政府の部門になることによって、党と政府の組織系統におけるマスメディアの地位が定まった。そして、マスメディアの報道範囲、報道と批評、評論の権限、外部関係なども、自ら規定されていった。たとえば、どのレベルの報道機関は、どのレベルの党と政府の指導者、機関、部門に取材することができるとか、あるいはどのレベルの党と政府の指導者、機関、部門を批判することができるなどということが、明文化されたり、不文律とされたりしたのである。

一方、マスメディアの内部でも、官僚主義や政治的な誤りを起さないために、原稿審査制度が複雑化したことなどのために、機構が相当ふくれあがつた。省レベルの機関紙はだいたい、ブランケット判で四ページ、発行部数が二〇万部から四〇～五〇万部にすぎなかつたが、従業員は四〇〇～五〇〇人にのぼつた。

マスメディア＝党と政府の部門、ジャーナリスト＝役人といった図式となり、さらに報道のやり方は公務を行つようなものとなつた。

こうして、社会のなかでもっとも自由に活動すべき報道機関は、官僚機構と化した。また、独占化にともなつて、

ジャーナリストの競争意識も希薄になった。そして、合理的な昇進制度がないため、従業員の意欲もなくなり、効率の低下が深刻な問題になつた。<sup>(85)</sup>

## 結論

辻村明が指摘したとおり、中国や旧ソ連などの社会主義国家の憲法は、「西側諸国の憲法規定と比べると、二つの点で大きな違いが見られる。すなわち、西側諸国の憲法では、ただ抽象的に『言論の自由』を保障すると規定しているにすぎないこと、およびその規定は無条件的で、特定の条件によつて制約が課せられているというようなことはない」ということである<sup>(86)</sup>。

社会主義国家においては、「自由を実現するために必要な『物質的諸条件』が具体的にあげられ、それらを提供することが保障」されていると同時に、言論の自由が条件つきで認められている、という二点が特徴である。

中国では、七五年の憲法第二六条の規定するように、言論の自由は、「中国共産黨の指導を擁護し、社会主義制度を擁護すること」という条件付きである。

したがつて、社会主義である中国と民主主義である日本のマスメディア体制の相違は憲法の違いによつて規定されていると結論づけることができる。<sup>(88)</sup>

(注)

- (二) 参照、渡辺武達・松井茂記『メディアの法理と社会的責任』(一〇〇四年・ミネルヴァ書房) 二頁。
- (二) 参照、宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第二版〕』(一〇〇五年・有斐閣) 一九頁。
- (三) 参照、長谷部恭男『テレビの憲法理論』(一九九二年・弘文堂) 二頁。
- (四) 参照、長谷部、前掲書、四頁。
- (五) 参照、長谷部、前掲書、七頁。
- (六) 参照、長谷部、前掲書、七頁。
- (七) 参照 安藤高行『基本的人権』(総論・精神の自由権) (一〇〇二年・法律文化社) 一九三頁。
- (八) 参照、高木八尺・末延三次・宮沢俊義『人権宣言集』(一九八六年・岩波文庫) 一一一頁。
- (九) 参照、高木・末延・宮沢、前掲書、一三二頁。
- (十) 参照、松井茂記『マス・メディアと法』入門(昭和六三年・弘文堂) 一三頁。
- (十一) 参照、松井、前掲書、一四頁。
- (十二) 参照、松井、前掲書、一七頁。
- (十三) 参照、松井、前掲書、一七頁。
- (十四) 参照、松井、前掲書、一七頁。
- (十五) 参照、長谷部恭男『テレビの憲法理論』(一九九二年・弘文堂) 九頁。
- (十六) 参照、長谷部、前掲書、九頁。
- (十七) 参照、長谷部、前掲書、一一頁。
- (十八) 参照、長谷部、前掲書、一一頁。
- (十九) 参照、長谷部、前掲書、一二頁。
- (二十) 参照、長谷部、前掲書、一二頁。
- (二十一) 参照、長谷部、前掲書、一二頁。
- (二十二) 参照、長谷部、前掲書、一二頁。

- (23) 参照、長谷部、前掲書、一五頁。
- (24) 参照、長谷部、前掲書、一五頁。
- (25) 参照、長谷部、前掲書、一五頁。
- (26) 参照、長谷部、前掲書、一六頁。
- (27) 参照、長谷部、前掲書、一六頁。
- (28) 参照、長谷部、前掲書、一七頁。
- (29) 参照、長谷部、前掲書、三三頁。
- (30) 参照、長谷部、前掲書、三三頁。
- (31) 参照、長谷部、前掲書、三三頁。
- (32) 参照、松井茂記『マス・メディア法入門（第三版）』（一〇〇二年・日本評論社）一五頁。
- (33) 参照、松井、前掲書、一五頁。
- (34) 参照、松井、前掲書、一五頁。
- (35) 参照、松井、前掲書、一六頁。
- (36) 参照、渡辺武達・松井茂記『メディアの法理と社会的責任』（一〇〇四年・ミネルヴァ書房）一一頁。
- (37) 参照、阪本昌成『コミュニケーション行為の法』（一九九二年・成文堂）一二〇頁。
- (38) 参照、松井茂記『マスメディアと法』入門（昭和六三年・弘文堂）一六頁。
- (39) 参照、松井、前掲書、一七頁。
- (40) 参照、松井、前掲書、一六頁。
- (41) 「ボルノ税關検査訴訟」（最大判昭和五九年二月二日・民集二八巻一二号一二〇八頁）  
 「本条にいう検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的・一般的に発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものをいう。検閲の禁止については公共の福祉を理由とする例外も認められない。」  
 （42）「よど号ハイジャック新聞記事抹消事件」（最大判昭和五八年六月二二日 民集三七巻五号九七三頁）

「憲法上保護されている阅读の自由も、未決拘禁者については、逃亡及び罪証隠滅の防止という拘留の目的のほか、監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められ、かつ、障害発生の防止に必要かつ合理的な範囲にとどまる限りで、一定の制限を受ける。」

- (43) 参照、松井茂記『マス・メディアと法』入門（昭和六三年・弘文堂）一六頁。
- (44) 参照、長谷部恭男『テレビの憲法理論』（一九九二年・弘文堂）五九頁。

- (45) 参照、長谷部、前掲書、六〇頁。

- (46) 参照、長谷部、前掲書、六〇頁。

- (47) 参照、長谷部、前掲書、六一頁。

- (48) 参照、長谷部、前掲書、六二頁。

- (49) 参照、長谷部、前掲書、六二頁。

- (50) 参照、松井茂記『マス・メディア法入門（第二版）』（一〇〇三年・日本評論社）一二五〇頁。

- (51) 参照、市川正人『表現の自由の法理』（一〇〇三年・日本評論社）一二二頁。

- (52) 参照、戸波江二『憲法（新版）』（一九九八年・ぎょうせい）一四六頁。

- (53) 参照、渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法一人権（第二版）』（一〇〇四年・有斐閣）一五三頁。

- (54) 参照、渡辺武達・松井茂記責任編集『メディアの法理と社会的責任』（一〇〇四年・ミネルヴァ書房）一五五頁。

- (55) 参照、渡辺・松井、前掲書、二六頁。

- (56) 参照、渡辺・松井、前掲書、二六頁。

- (57) 参照、渡辺・松井、前掲書、三五頁。

- (58) 参照、渡辺・松井、前掲書、三六頁。

- (59) 参照、渡辺・松井、前掲書、三七頁。

- (60) 参照、渡辺・松井、前掲書、三七頁。

- (61) 参照、松井茂記『マス・メディアの表現の自由』（一〇〇五年・日本評論社）一二一頁。

- (62) 参照、松井、前掲書、一二一六頁。

- (63) 参照、松井、前掲書、四四頁。
- (64) 参照、市川正人『ケースメソッド憲法』(一九九八年・日本評論社) 一四八頁。
- (65) 参照、松井、前掲書、四四頁。
- (66) 参照、松井、前掲書、四五頁。
- (67) 参照、松井、前掲書、四六頁。
- (68) 参照、鈴木秀美『放送の自由』(一〇〇〇年・信山社) 三〇一頁。
- (69) 参照、長谷部恭男『テレビの憲法理論』(一九九二年・弘文堂) 一一五頁以下。
- (70) 参照、長谷部、前掲書、一一六頁。
- (71) 参照、松田浩『NHK―問われる公共放送―』(一〇〇五年・岩波新書) 一一四頁。
- (72) 参照、松田、前掲書、一七五頁。
- (73) 参照、松田、前掲書、一六二頁。
- (74) 参照、松田、前掲書、一一四頁。
- (75) 参照、塩野宏『放送法制の課題』行政法研究第六巻(一九八九年・有斐閣) 三五七頁。
- (76) 参照、草野厚『テレビ報道の正しい見方』(一〇〇三年・PHP新書) 一二〇六頁。
- (77) 参照、松井茂記『マス・メディアの表現の自由』(一〇〇五年・日本評論社) 二六一頁。
- (78) 参照、土井章監修『現代中国革命重要資料集』第一巻(一九八〇・大東文化大学東洋研究所) 一三九・一四一頁。
- (79) 参照、日本国際問題研究所中國部会『新中国資料集成』第四巻(一九八一年・財團法人日本国際問題研究所) 一四九頁。
- (80) 参照、土井章監修『現代中国革命重要資料集』第一巻(一九八〇年・大東文化大学東洋研究所) 一四二頁。
- (81) 参照、土井、前掲書、一七七頁。
- (82) 参照、阿部照哉・畠博行編著『世界の憲法集』[第一版](一九九八年・有信堂高文社) 一二一〇頁。
- (83) 参照、阿部・畠博、前掲書、一二四頁。
- (84) 参照、土井章監修『現代中国革命重要資料集』第一巻(一九八〇年・大東文化大学東洋研究所) 一四〇頁。
- (85) 参照、土井、前掲書、一五三頁。

(86) 参照、朱家麟『現代中国のジャーナリズム』（一九九五年・田畠書店）一三七頁。

(87) 参照、内川芳美他「言論の自由」『現代の社会とコミュニケーション』第三巻所収（一九七四年・東京大学出版会）四六頁。

(88) 中国外務省の崔天凱アジア局長は九日の日中局長級協議で「日本のマスコミは中国のマイナス面ばかりなぜ書くのか。日本政府ももつとマスコミを指導すべきだ」と述べ、日本側に中国報道についての規制を要請した。中国はメディアを政府の監督下に置いて報道の自由を規制しており、日中関係改善に向け「中国政府もメディアを指導する」と述べた。日本側は「日本は中国とは違う。そんなことは無理だ」と説明したという（『日本経済新聞』二〇〇六年一月一〇日朝刊）。